

○厚生労働省令第百十四号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

平成二十四年八月十日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則

目次中「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

第一条第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改める。

第一条の二第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（関係派遣先への派遣割合の報告）

第十七条の二 法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（様式第十二号の二）を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。

第十八条中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。（情報提供の方法等）

第十八条の二 法第二十三条第五項の規定による情報の提供は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

2 法第二十三条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所（以下この項において「一の事業所」という。）ことの当該事業に係る労働者派遣に関する料金の額の平均額（当該事業年度における派遣労働者一人一日当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額をいう。以下この条において同じ。）から派遣労働者の賃金の額の平均額（当該事業年度における派遣労働者一人一日当たりの賃金の額の平均額をいう。次項において同じ。）を控除した額を労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、一の事業所が当該派遣元事業主の労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内において同様の方法により当該割合を算定することを妨げない。

3 法第二十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- 二 派遣労働者の賃金の額の平均額
- 三 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

(法第二十三條の二の厚生労働省令で定める者等)
第十八條の三 法第二十三條の二の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 派遣元事業主を連結子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この号において同じ。)とする者及び当該者の連結子会社

二 派遣元事業主の親会社等又は派遣元事業主の親会社等の子会社等(前号に掲げる者を除く。)
前項第二号の派遣元事業主の親会社等は、次に掲げる者とする。

一 派遣元事業主(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者

二 派遣元事業主(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項において同じ。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者

三 派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

3 第一項第二号の派遣元事業主の子会社等は、次に掲げる者とする。

一 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者(株式会社である場合に限る。)
二 派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者(持分会社である場合に限る。)
三 事業の方針の決定に関する派遣元事業主の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

4 法第二十二條の二の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、一の事業年度における派遣元事業主が雇用する派遣労働者(六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該派遣元事業主に雇用されているものを除く。)の關係派遣先(同条に規定する關係派遣先をいう。)に係る同条に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の全ての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

第二章の章名中、「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

第二十一條第二項中、「令第四条各号に掲げる業務」を「令第五條の業務」に、「当該番号」を「当該業務が該当する令第四条第一項各号に掲げる業務又は令第五條各号に掲げる業務の条番号及び番号」に改める。

第二十二條第二号中、「同項第二号に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)(を「派遣就業」に改め、同条第三号中、「第三十一條」を「第三十條の二第一項」に改める。

第二十四條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第四十條の六第二項に規定する通知

第二十六條を削り、第二十五條を第二十六條とし、第二章第二節中同条の前に次の二條を加える。
(法第三十條の厚生労働省令で定める者)

第二十五條 法第三十條の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である期間を定めて雇用する派遣労働者

二 当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者

(待遇に関する事項等の説明)

第二十五條の二 法第三十一條の二の規定による説明は、書面の交付等その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、次項第一号に規定する労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 法第三十一條の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項

二 事業運営に関する事項

三 労働者派遣に関する制度の概要

第二十六條の二 法第三十四條の二の規定による明示は、第三項の規定による額を書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 派遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合における次項の規定による額が労働者を派遣労働者として雇入れようとする場合における法第三十四條の二の規定により明示した額と同一である場合には、同条の規定による明示を要しない。

3 法第三十四條の二の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかに掲げる額とする。

一 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額

二 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における第十八條の二第二項に規定する労働者派遣に関する料金の額の平均額

第二十七條第一項中、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に、「次各号に掲げる事項を」を「次条第一項各号に掲げる事項を」に、「次各号に掲げる事項を通知」を「同条第一項各号に掲げる事項を通知」に改め、同条第二項本文中、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法第三十五條第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

第二十七條の二の見出し及び同条第一項中、「第三十五條第二号」を「第三十五條第一項第三号」に改め、同条第二項中、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第二十八條(見出しを含む)中、「第三十五條第三号」を「第三十五條第一項第四号」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(令第四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者)

第二十八條の二 令第四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 卒業を予定している者であつて、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第五條第一項に規定する適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることになつてい

るもの

二 休学中の者

三 前二号に掲げる者に準ずる者

(令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額等)

第二十八條の三 令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額は、次に掲げる額とする。

一 日雇労働者の一年分の賃金その他の収入の額

二 日雇労働者(主として生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)(その他の親族(以下この号において「配偶者等」という。)(の収入により生計を維持する者に限る。)(及び当該日雇労働者と生計を一にする配偶者等の一年分の賃金その他の収入の額を合算した額

2 令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定める額は、五百万円とする。

第三十一條第四号中、「号番号」を「条番号及び号番号」に改める。

第三十三条の四の次に次の一条を加える。

(法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者等)

第三十三条の五 法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に雇用されているものと~~する~~。

2 法第四十条の六第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

第三十六号第六号中「号番号」を「条番号及び号番号」に改める。

第三十九条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十一条第一項の表第十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第二項の表第十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第二項及び第三項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第一項の表第二十三条第一項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同表第四十四条第一項、第四十八条、第七十九条、第八十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第二項及び第三項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十五条第一項の表第十八条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同法第二十六条第一項第二号、同法第二十三条の二に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四十六条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第五十五条本文中「所在地」の下に「並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を加え、同条第三号中「並びに同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「勸告」の下に「並びに同条第三項の規定による指示」を加える。

様式第一号(第一回)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同法第五号まで、同法第九号まで、第十一号及び第十二号、第十四号、同法第八号、同法第八号(第三回)記載の場中「場所」を「」に並びに当該派遣元責任者講習における派遣元責任者の受講番号、並びに「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」施行規則、並びに「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」施行規則、に定める。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号(第1面)

一般労働者派遣事業 計画書
特定労働者派遣事業

(日本工業規格A列4)

1 事業所の名称

2 計画対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 派遣労働者雇用等計画

① 派遣労働者の数(人)	常用雇用労働者	厚生年金 保険	常用雇用労働者 以外の労働者	()
② 雇入の状況	雇用 保険	健康 保険	③ 労働保険 番号	()

4 労働者派遣計画

① 労働者派遣の役務の提供を受ける者の確保の対象地域	② 海外派遣の予定の有無	有 無
③ 指揮命令の系統		

④ 派遣元責任者の職務代行者の氏名

⑤ 登録者関係従事者数(人)

5 派遣労働者等教育訓練計画

(1) 教育訓練に用いる施設、設備等の概要

(2) 教育訓練に係る責任者の氏名

(3) 教育訓練計画の内容

① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施予定人員(人)	④ 方法		⑤ 実施主体	⑥ 実施予定期間	⑦ 派遣労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT				
			有給	無給	派遣元事業主 他の教育訓練機関への委託		有 無	
			有給	無給		派遣元事業主		有 無
			有給	無給	派遣元事業主		有 無	

様式第3号 (第4面) (日本工業規格A列4)

記載要領

- 1 一般労働者派遣事業の許可の申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。
 - (2) 2欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 一般労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。
 - (2) 2欄には、許可の有効期間の更新を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。
- 3 特定労働者派遣事業の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題中「一般労働者派遣事業」の文字及び10欄の「特定労働者派遣事業」の文字を抹消すること。
 - (2) 2欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。
 - (3) 4の③欄及び⑤欄並びに7欄の記載を要しない。
- 4 3の①欄については、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して行っており、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たり平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 5 3の①の「常用雇用労働者以外の労働者」欄の()内には、登録制度を採用している場合に限り、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて行っており、又は行おうとする一般労働者派遣事業に係る登録者であることが予定される者の1日当たりの平均数を合計欄に記載すること。この場合において、「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間で雇用し労働者派遣をする制度を、「登録者」とは当該制度を採用している場合における当該登録されている者(雇用されている者を含み、過去1年を超え期間にわたり雇用されたことのない者を除く。)のことをいうものであること。
- 6 3の②欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を○で囲むこと。
- 7 4の②欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 8 4の③欄には、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者(派遣元責任者の職務代行者を含む。)の位置を記載すること。
- 9 4の④欄には、登録制度を採用している場合に限り、登録者に係る業務に従事する職員の数に記載すること。
- 10 5の(3)の①欄は、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条の2第1項第1号に規定される業務に係る知識、技術等の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に○印を記載すること。
- 11 5の(3)の②欄は、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ローテロの操作業務を〇年以上経験した、△△級定2級以上の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。

(日本工業規格A列4)

- 12 5の(3)の③欄の「OT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFFJT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての資金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。
- 13 5の(3)の④欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。
- 14 7欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。
- 15 8欄には、株式会社のみ、持株数の多い順次に従い5名記載すること。
- 16 11の①欄から④欄までには、事業開始後に予定している労働者派遣に関する平均的な1人1日(8時間として算定する。以下この16において同じ。)当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な1人1日当たりの派遣労働者の賃金の額及び当該労働者派遣に関して事業主が負担する保険料の額(1人1日当たりの保険料の額として算定した額)をそれぞれ記載すること。
- 17 12の【雇用保険】の②欄及び③欄並びに【健康保険・厚生年金保険】の③欄及び④欄には、申請時点において雇用している者の人数をそれぞれ記載すること。
- 18 12の【雇用保険】の②欄及び【健康保険・厚生年金保険】の③欄には、派遣労働者以外の者も含めたすべての労働者の実数を記載すること。
- 19 12の【雇用保険】の④欄及び【健康保険・厚生年金保険】の⑤欄には、法定の適用除外事由に該当する者も含めた人数を記載すること。
- 20 12の【雇用保険】の⑤欄の「未加入の理由」欄には、雇用保険の適用基準を満たしていない場合にあつては、「雇用契約の期間が31日未満であり、契約期間終了後においても引き続き雇用が見込まれないため」、「1週間当たりの所定労働時間が20時間未満であるため」等具体的に記載すること。
- 21 12の【健康保険・厚生年金保険】の⑥欄の「健康保険・厚生年金保険の未加入の状況」欄は該当する文字を○で囲むこと。
- 22 12の【健康保険・厚生年金保険】の⑥欄の「未加入の理由」欄は、健康保険及び厚生年金保険の適用基準を満たしていない場合にあつては、「雇用契約の期間が2か月以内であり、契約期間終了後においても引き続き雇用が見込まれないため」、「1日(又は1週間)当たりの所定労働時間が当該事業所の正社員のおおむね4分の3未満であるため」等具体的に記載すること。
- 23 一般労働者派遣事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の「特定労働者派遣事業計画書に記載すれば、他の「一般労働者派遣事業計画書の7欄、8欄及び10欄の記載は要しないこと。
- 24 12の⑦欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第 11 号-2 (表面) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就

業条件の整備等に関する法律」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に

関する法律」並びに「日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する者」及び「労働者派遣法

第 35 条の 3 第 1 項に規定する日雇労働者である者」並びに「労働者派遣事業の適正な運営

の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」及び「労働者派遣事業の適正な運営

の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」並びに「第 4 条各号に掲げる業務の」及び「第 4 条

第 1 項各号に掲げる業務又は労働者派遣法施行令第 5 条各号に掲げる業務の条番号及び」並びに

「第 4 条各号に掲げる業務の」及び「第 4 条第 1 項各号に掲げる業務又は労働者派遣法施行令

第 5 条各号に掲げる業務の条番号及び」並びに「複数の号番号」及び「複数の条番号及び号番号」並びに

号

様式第 11 号-2 (裏面)

様式第 11 号-2 (表面)

(日本工業規格 A 列 4)

労働者派遣事業報告書 (6 月 1 日現在の状況報告)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象日 年 6 月 1 日

① 許可番号又は届出受理番号	総務省 労働局 労働基準部 労働基準課 労働者派遣課	② 許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな)			
③ 氏名又は名称			
(ふりがな)			
④ 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな)			
⑤ 事業所の名称			
⑥ 事業所の所在地	〒 () () -		

1 派遣労働者の数及び登録者の数 (6 月 1 日現在*) (人)

日雇派遣労働者	日雇派遣労働者以外の労働者		
	常時雇用される労働者	常時雇用される労働者以外の労働者	
日雇派遣労働者			
高齢者	昼間学生	副業として従事する者	主たる生計者でない者
過去 1 年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数			
	種類	日雇派遣労働者以外の労働者	
		常時雇用される労働者	常時雇用される労働者以外の労働者
物の製造の業務(特定製造業務に限る。)に従事した派遣労働者の数			
派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者の数			
[4-1~18、5-1~10]労働者派遣法施行令第 4 条第 1 項各号に掲げる業務及び同令第 5 条各号に掲げる業務			
[完]一定期間内に完了が予定される業務			
[短]1 か月の労働日数が相当程度少ない業務			
[育]育児休業者等の業務			
[介]介護休業者等の業務			

2 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況 (6 月 1 日現在*) (人)

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
常時雇用される労働者			
常時雇用される労働者以外の労働者			

*6 月 1 日が日曜日に当たる場合は 6 月 2 日現在とし、土曜日に当たる場合は 6 月 3 日現在とする。

(日本工業規格 A 列 4)

様式第11号-2 (裏面)

記載要領

- 1 表面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を○で囲むこと。
- 3 1 欄には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者の実数（「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄については、当該日現在において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数）を記載すること。
- 4 「常時雇用される労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に規定する常時雇用される労働者のことをいうものであること。
- 5 「日雇派遣労働者」とは、派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、労働者派遣法第35条の3第1項に規定する日雇労働者である者のことをいうものであること。「日雇派遣労働者」のうち、「高齢者」とは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であつて労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下この5において「労働者派遣法施行規則」という。）第28条の3第1項第1号に該当するものこととをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当するものこととをいうものであること。
- 6 「登録者」とは、労働者派遣をするに際し登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を採用している場合における当該登録されている者（雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されたことのない者を除く。）のことをいうものであること。
- 7 「物の製造の業務に従事した派遣労働者」とは、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者のことをいうものであること。
- 8 1 欄の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項各号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。
この場合において、同項第1号に該当するときには該当する労働者派遣法施行令第4条第1項各号に掲げる業務又は労働者派遣法施行令第5条各号に掲げる業務の条番号及び号番号を、労働者派遣法第40条の2第1項第2号のイに該当するときには「完」を、同号のロに該当するときには「短」を、同項第3号に該当するときには「育」を、同項第4号に該当するときには「介」を記載すること。
ただし、1 欄の「派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者の数」欄に同項第1号に該当する業務に従事した日雇派遣労働者又は日雇派遣労働者以外の労働者の数を記載するに当たり、複数種類の労働者派遣法施行令第5条の業務に従事した一の派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）においてもつとも多く従事した業務に従事したものととして算入すること。
- 9 2 欄には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者について、それぞれの保険の種類ごとに適用されている者の実数を記載すること。
- 10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第11号(表裏)に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

様式第11号の次に従つて様式を加える。

(日本工業規格 A 列 4)

様式第12号-2 (表面)

関係派遣先派遣割合報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

① 許可番号又は届出受理番号	般 特	②許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな)	-----		
② 氏名又は名称			
(ふりがな)	-----		
③ 代表者の氏名 (法人の場合)			
住所	〒 ()		
④ (法人にあつては主たる事務所の所在地)	() -		

1 労働者派遣実績報告

① 労働者派遣の実績 (時間)	
② ①のうち、関係派遣先への労働者派遣の実績 (時間)	
③ ②のうち、定年退職者の労働者派遣の実績 (時間)	
④ 関係派遣先への派遣割合 (%) ※(②-③)÷①×100で算出した値を記入。	

2 連結決算導入の有無	有 無
-------------	-----

(職業安定法施行規則の一部改正)

第三条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「以下」を、「次項において」に、「すべてに」を、「全てに」に改め、同項第一号及び第三号中、「すべての」を、「全ての」に改め、同条第二項中、「すべてに」を、「全てに」に改め、同条第三項及び第四項中、「如何なる」を、「いかなる」に改める。

様式第一号(第三面)中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

(消費生活協同組合法施行規則等の一部改正)

第四条 次に掲げる省令の規定中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)

第二百一十二条第一項第十四号及び第二百二十七条第一項第十四号

二 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の二第二項

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第五条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二号中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「同法第三十一条」を、「同法第三十条の二第二項」に改める。

別表第三十六号中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同表第三十七号中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第六条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一百六条第四項第一号イ(1)中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第一百四十四条の二第二項中、「第三十一条」を、「第三十条の二第一項」に、「第二十六条第一項第一号」を、「第二十三条の二」に、「四十条の五」を、「第四十条の五本文」に改める。

附則第十七条の四の二第二項第一号中、「第三十一条」を、「第三十条の二第一項」に、「第二十六条第一項第二号」を、「第二十三条の二」に改め、同項第二号中、「第四十条の五の雇用契約」を、「第四十条の五本文の労働契約」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 法第四十三条第一号の業務の内容に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第五条の業務が含まれるときは、当該業務が該当する同令第四条第一項各号に掲げる業務又は同令第五条各号に掲げる業務の番号及び号番号を付するものとする。

3 建設業務労働者就業機会確保契約の当事者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し法第四十三条の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならない。

4 送出事業主から建設業務労働者就業機会確保の役務の提供を受ける者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に当たり法第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)次条第一項及び第四項において、「読替え後の労働者派遣法」という。)第二十六条第四項の規定により明示された内容を、前項の書面に併せて記載しておかなければならない。

第二十七条第一項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に、「法第四十四条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下この項及び第四項において、「読替え後の労働者派遣法」という。))」を、「読替え後の労働者派遣法」に改め、同条第二項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「労働者派遣法施行規則第二十一条第一項中、「法第二十六条第一項第一号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第一号」と、同条第三項中、「法第二十六条第一項」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条」とを削り、「第二十六条第四号」を、「第三十六条第五号」に改める。

様式第十三号(第一面)中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「同法第六条第一号から第4号」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第一号から第4号」に改める。

様式第十六号(第一面)中、「第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条第一号から第4号」を、「第32条第一号から第4号」に改め、同様式(第二面)を次のように改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第
二条第二項の市町村を定める省令の一部改正)

第十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令
第二条第二項の市町村を定める省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次のように改正
する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項
の市町村を定める省令

本則中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施
行令」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改
める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す
る法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省
令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式によ
る申請書等とみなす。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請
書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。